

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、法令や職務上の命令を遵守します
- 2 私たちは、信用を得て、信頼される言動に努めます
- 3 私たちは、勤務時間中は、全力をあげて職務に専念します
- 4 私たちは、絶えず研究と修養に努めます
- 5 私たちは、生徒を守り、安心できる学校にします

不祥事根絶のための行動計画

呉市立仁方中学校

作成責任者 校長 柿林 浩彦

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	<p>○教育公務員であるという立場を理解しているが、具体的な場面での確かな判断ができるだけの実践力を身に付ける必要がある。</p> <p>○当事者意識をもつことができるよう研修内容を工夫改善し、マンネリ化を防ぐことが重要である。</p>	<p>○法規・法令の趣旨等を深く理解し、教育公務員としての自覚をより確かなものとし、具体的な場面での確かな行動ができるよう研修を深める。</p> <p>○参加型の研修をより充実させるとともに、教職員で分担・企画し主体的に研修を行う。</p>	<p>○服務研修等を実施する際、根拠となる法規・法令を示し、具体的な理解を図るとともに、常に服務研修の在り方を改善する。</p> <p>○広島県教育委員会等が作成した資料（広島県教育関係職員倫理要綱等）を活用し、服務の基本から研修する。</p>	○服務規律確保に係る年間計画に基づき、毎月の研修後、管理職が点検する。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○組織的な取組が形になってきているが、不祥事防止に向けてのチェック体制をより確かなものにする必要がある。	<p>○組織力を向上させるために、教職員間のコミュニケーションを更に促進する。</p> <p>○主任・主事層が中心となって、危機管理マニュアルを周知する。</p>	○分掌会・学年会を計画的に運営し、互いの業務についての連携や進捗確認をしながら、特定の者に負担が集中することのないように互いにサポートし合う体制を構築する。	○月に1回、不祥事防止委員会を開催し、管理職が点検する。
相談体制の充実	○「体罰、セクハラ相談窓口」の周知に取り組んでいるが、まだ十分に認知されているとは言えない。	<p>○「体罰、セクハラ相談窓口」の周知を繰り返し行い、相談しやすい体制を構築する。</p> <p>○学校関係者評価委員やPTAとの連携などを深め、地域・保護者に開かれた学校づくりを更に推進する。</p>	<p>○学校だよりで保護者等に「体罰、セクハラ相談窓口」を周知するとともに、校舎内全ての教室に掲示し、担当の教職員を明示する。</p> <p>○学校生活全般に関わるアンケートを行い、学期に1度の教育相談を確実に実施する。</p>	<p>○学期末に生徒、保護者及び本校教職員を対象に各種アンケートを実施する。</p> <p>○日常的に、相談体制について管理職が点検する。</p>